

平成24年3月第7回亶理町議会定例会会議録（第5号）

○ 平成24年3月9日第7回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子 | 2 番 | 高野孝一 |
| 3 番 | 熊田芳子 | 4 番 | 小野一雄 |
| 5 番 | 佐藤正司 | 6 番 | 安藤美重子 |
| 7 番 | 百井いと子 | 8 番 | 鈴木高行 |
| 9 番 | 鈴木邦昭 | 10番 | 渡邊健一 |
| 11番 | 四宮規彦 | 12番 | 高野進 |
| 14番 | 佐藤アヤ | 15番 | 島田金一 |
| 16番 | 鞠子幸則 | 17番 | 佐藤實 |
| 18番 | 安細隆之 | | |

○ 不応招議員（1名）

- 13番 熊澤勇

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
震 災 復 興 推 進 課 長	高 橋 伸 幸	税 務 課 長	日 下 初 夫
町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子	保 健 福 祉 課 長	阿 部 清 茂
産 業 観 光 課 長 兼 わたり温泉島の海所長	東 常 太 郎	都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男
上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄	会 計 課 長	齋 藤 良 一
教 育 長	岩 城 敏 夫	監 査 委 員	齋 藤 功
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫	生 涯 学 習 課 参 事	鈴 木 邦 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第26号 平成24年度亘理町一般会計予算

- 日程第 3 議案第 27号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計予算
日程第 4 議案第 28号 平成24年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
日程第 5 議案第 29号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計予算
日程第 6 議案第 30号 平成24年度亶理町土地取得特別会計予算
日程第 7 議案第 31号 平成24年度亶理町介護保険特別会計予算
日程第 8 議案第 32号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計予算
日程第 9 議案第 33号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 10 議案第 34号 平成24年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予
算
日程第 11 議案第 35号 平成24年度亶理町水道事業会計予算

(以上10件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前9時59分 開議

議長(安細隆之君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、13番熊澤 勇議員より欠席の届出があります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長(安細隆之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、11番 四宮規彦議員、12番
高野 進議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 26号 平成24年度亶理町一般会計予算から

日程第 11 議案第 35号 平成24年度亶理町水道事業会計予算まで

(以上10件一括議題)

議長(安細隆之君) 日程第2、議案第26号 平成24年度亶理町一般会計予算から日程

第11、議案第35号 平成24年度亙理町水道事業会計予算までの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第26号 平成24年度亙理町一般会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） こちらの平成24年度一般会計特別会計予算書、こちらの方になります。

それでは、1ページになります。

議案第26号 平成24年度亙理町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成24年度亙理町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ607億1,500万円と定める。

これにつきましては、前年度対比519.4%の増でございまして、額にしまして509億1,200万円の増となっております。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定める。

それでは、6ページを続きましてお開きください。

6ページ第2表、債務負担行為でございまして。事項、期間、限度額の順でご説明を申し上げます。

中小企業振興資金損失補償料。平成25年度から平成34年度まで。預託金の10%以内。

平成24年度合併処理浄化槽設置資金融資あっせん利子補給金。平成25年度から平成27年度まで。限度額が2万5,000円でございます。

平成24年度合併処理浄化槽設置資金融資あっせんに係る損失補填。平成25年度から平成27年度まで。限度額が15万円でございます。

続きまして、第3表、地方債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について順でご説明を申し上げます。

臨時財政対策債、5億8,700万円。次に、農業基盤整備事業債、940万円。合わせまして、5億9,640万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第27号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第27号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成24年度亙理町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億1,832万6,000円と定める。

これにつきましては、前年度対比で2.0%増でございます。額にしまして8,066万8,000円の増となっております。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第28号 平成24年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算について、学務課長の説明を求めます。学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、議案第28号 平成24年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成24年度亙理町の奨学資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによ

る。

第1条、歳入歳出の予算。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,004万7,000円と定める。

前年度対比で19%の減となっております。額で申し上げますと235万7,000円の減となっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 次に、議案第29号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第29号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成24年度亘理町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億1,149万4,000円と定める。

前年度対比で1,873万5,000円の減で、率にいたしまして1.1%の減となっております。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

次に、17ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為。

事項、平成24年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金。期間は、平成25年度から平成27年度まで。限度額は17万円でございます。

次に、平成24年度水洗便所改造資金融資あっせんに係る損失補てん。期間は、

平成25年度から平成27年度まででございます。限度額は300万円でございます。

第3表、地方債。

起債の目的及び限度額でございますが、公共下水道事業債2億820万円、流域下水道事業債1,310万円、公共下水道資本費平準化債2億2,300万円、流域下水道資本費平準化債1,900万円、計4億6,330万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第30号 平成24年度亙理町土地取得特別会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第30号 平成24年度亙理町土地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度亙理町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ510万9,000円と定めるものでございます。

前年度対比で0.6%の減、額にしまして3万2,000円の減でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第31号 平成24年度亙理町介護保険特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第31号 平成24年度亙理町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度亙理町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億2,802万2,000円と定める。

こちらにつきましては、前年度対比で1.4%の増、額にして3,044万4,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第32号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計予算について、わたり温泉島の海所長の説明を求めます。わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（東 常太郎君） 議案第32号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度亙理町のわたり温泉島の海特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,591万3,000円と定める。

なお、前年度対比につきましては9%の減で、額につきましては3,697万1,000円でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第33号 平成24年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 議案第33号 平成24年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度亙理町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,704万8,000円と定める。

こちらにつきましては、前年度対比で6.3%の増となっております。額にしまして1,765万9,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第34号 平成24年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第34号 平成24年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成24年度亙理町の工業用地等造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,320万8,000円と定める。なお、前年度対比で88.1%の減、額にしまして8億3,429万6,000円の減となっております。

ります。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第35号 平成24年度亙理町水道事業会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、別刷りで亙理町水道事業会計予算書、これに基づきましてご説明申し上げます。

議案第35号 平成24年度亙理町水道事業会計予算についてご説明いたします。

第1条、総則。

平成24年度亙理町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水戸数、1万1,000戸。

前年度対比で100戸の減で、率にいたしまして0.9%の減を見込んでおります。

2号、年間総給水量、350万4,000立米。

前年度対比で12万6,000立米の減、率にいたしまして3.5%の減を見込んでおります。

3号、一日平均給水量、9,600立米。

前年度対比で318立米の減、率にいたしまして3.2%の減を見込んでおります。

4号、主要な建設改良事業、都市計画道路駅前大通り線配水管布設工事外、事業費予定額1億9,100万円。

前年度対比で550万円の減、率にいたしまして2.8%の減となっております。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入。第1款事業収益7億2,804万6,000円。前年度対比で1億491万7,000円の減。率にいたしまして12.6%の減となっております。

支出。第1款事業費8億556万円。前年度対比で745万8,000円の減、率にいたし

まして0.9%の減となっております。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,956万8,000円は、当年度分過年度分損益勘定留保資金1億9,956万8,000円で補てんするものとする。）

収入。第1款資本的収入1億6,790万1,000円。前年度対比で7,350万4,000円の増、率にいたしまして77.9%の増となっております。

支出。第1款資本的支出3億6,746万9,000円。前年度対比で460万3,000円の減、率にいたしまして1.2%の減となっております。

次のページをお開き願います。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、亘理町水道第4次拡張事業1,000万円、亘理町水道配水管整備事業7,000万円、亘理町水道災害復旧事業450万円、計8,450万円。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で一括議題に係る提案理由の説明が終わりました。

これより総括質疑に入ります。

町長の平成24年度施政方針及び議案第26号から議案第35号までの当初予算について質疑を許します。

通告者は順次発言を許します。8番鈴木高行議員、登壇。

〔8番 鈴木高行君 登壇〕

8番（鈴木高行君） おはようございます。8番 鈴木高行です。

私は総括質疑として、2点挙げております。

一つは、思いやりの心で育てる花と緑のまちづくりの推進について。二つ目は、老人クラブの活動推進についてでございます。

1 問目の思いやりですけれども、この事業については宮城国体が開催されたときに町を挙げて亶理町を訪れる方々を歓迎するために、どのような歓迎の仕方をしたらいいかというようなことから考え出された事業と記憶しております。亶理町を会場にして行われたのは、高校野球軟式の大会だと記憶しております。この亶理町を訪れる方々に対して、町を花いっぱいにして会場までの往来を飾り、大いに盛り上がったというようなことであります。また、亶理町全域において各行政区や公園、そして学校などにプランターを配付して花いっぱい運動を展開してきたのも事実であります。しかし、近年はこの運動、事業もなんか色あせてきたような感じが見受けられます。平成24年度においても同じような事業を展開する予定なのか、あとその効果、また推進方法をどのようにことしは変えるのか、またどのような検討をされるのかわかりませんが、この事業の目的として、地域の融和と世代間交流を図る、地域社会の活性化と町のイメージアップを図る、そして潤いのある町をつくるというような目的があると思うのですけれども、どのような考えを持っているかということをもまず1問目で聞きます。

2 問目については、老人クラブの活動ですけれども、老人クラブ数も年々少なくなっているし、各行政区の中でもやめていっている行政区の老人クラブ活動もあるし、会員も少なくなっているから見受けられます。この老人クラブのもともとの目的は、高齢者の日常生活を健全で豊かなものにする。老人福祉の増進に資するものとありますけれども、何か最近の老人クラブの活動を見ていると種目、趣味も少し減って、ゲートボールの域から出ないような活動で、お年寄り同士の交流が疎外感があるような気がします。それらを通して町は高齢者福祉という面から、老人福祉、老人クラブの活動をどのような方向で展開しようとしてこれからするのか、その辺について伺います。その辺で、まず初め。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） では、一つ目の質問にお答えいたします。

平成15年度から実施してまいりました、思いやりの心で育てる花と緑のまちづくり事業は、平成19年度から開始された農林水産省の事業である農地、水、環境保全向上対策事業も活用し継続してまいりました。実施目的の一つとしましても、住民参加のもと幹線道路沿いや公共施設等に花いっぱい運動を展開すること

により、潤いのあるまちづくりを目指すものでしたが、平成23年度は震災の影響により中止といたしました。平成24年度は、花を育てるこの事業を通して、被災された方々の心が癒され生きる活力を高めるとともに、震災により薄れてきているコミュニティーの再構築も図れるのではないかと事業効果を期待しています。平成24年度から5カ年間は農林水産省の事業である農地、水、保全管理支払交付金事業も活用し、土地改良区と連携をとりながら推進してまいりたいと思います。この事業にご協力くださる団体に花苗を配付し、今後は花苗の植栽で活動が終わることのないよう維持管理まで含めた団体の育成に努めてまいりたいと思います。また、各地区にまちづくり協議会が設置されておりますので、協議会のご協力もいただきながら、この事業を推進していきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは、2点目の老人クラブの活動推進についてお答えします。

老人クラブの現状と今後の活動推進と生きがい対策についてということでございますが、本町の老人クラブの現状につきましては、全国の例に漏れず、会員数が減少しクラブ離れが進んでいる状況でございます。この理由としては、精神的にも肉体的にもまだまだ若い方々、60代前半の方ですかね、が多くて気の合うその仲間同士での趣味やスポーツ活動に打ち込む人がふえていると。それから、老後の過ごし方が多様化したことにあわせ、老人クラブの中で会員の多様な意見をまとめ、世話役となる会長のなり手が見つからないことなどが大きな要因と考えられます。町内の単位クラブにおきましても、戸別訪問なり勧誘などをしてはいるのですけれども、全国と同様に減っている状況ということでございます。

さらにこのたびの震災によりまして、単位クラブの活動にも支障が出ておりまして、平成22年度当初では46団体、2,383人が加入していたところでございますが、23年度において老人クラブが全国展開する健康、友愛、奉仕に基づく従来の活動を再開できたクラブにつきましては28団体のみということで、うち被災地区の荒浜においては13団体中2団体、それから吉田地区では12団体中5団体のみの活動でございました。しかしこのような中で、被災し活動を休止していた団体につきましても、仮設住宅等への入居以降全町的になじみのクラブでの活動再開の

機運が高まりました、現在では46クラブ中45クラブ、会員総数2,217人が活動内容は従来通りではないのですけれども、お茶会や研修旅行などにより顔を合わせ、生きがいきり活動を再開するまでに至っております。町といたしましては、老人クラブは地域を基盤とする高齢者による自主的な活動組織ではありますが、社会活動への参加や会員相互による親睦、コミュニケーションづくり、文化や伝統の継承、生きがいと健康づくりの活動を行うことは、自分の実り豊かな人生だけでなくまちづくりにおいてもとても重要な役割を果たしていると認識しております。これまでの財政的支援や運営の支援に加えまして、活動において健康づくりや介護予防についての学習機会の提供や保育所児童館での世代間交流など、町から積極的に呼びかけてまいりたいと考えております。

また、町の広報誌などを活用して老人クラブの活動を紹介しまして、社会的に重要な役割を果たしていることを町民の皆さんにもご理解いただくとともに、会員がその活動に対して誇りを持っていただければ、活動の活発化や新規会員の加入促進が図られるものと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

- 8 番（鈴木高行君） 思いやりの心で花を育てるといような事業なのですけれども。補助事業になった、農政の農地、水、環境の方の補助事業で実施しているというよう形ですけれども。昨年は、確かに災害で町から花が消えたというのは沿岸部はあるけれども、亘理の町の中については災害的なそういう花とかそういうものに遭っているわけではないし、逢隈地区もそうだし、各学校もそうだし。各種団体等においては、見る限り町の中からプランターの壊れたところに花がポサポサっと咲いているような状況が見受けられている。その真剣みというのかな、そういうのが足りない。ただ花の苗を配って、どうぞ植えてください、じゃあそれで町が潤うかといったら、そういう話にはならない。投げやりですね、やっぱり。そういう形の事業の推進では、潤いとか世代間交流とか地域の融和とか、ちょっと図れないのではないかな、この事業では。そういうところをどのように工夫して、ぱっと外に出て花を見て、ああっというような気持ちになれるような環境づくり。それが農地、水の補助事業であっても、そういう環境づくりをするのがやっぱり役目であって、亘理高校さんから花の苗をわっと配付してそれで終わり

というような事業では、潤いとかその交流とかそういうものは出てこないと思うのです。その辺はどのように町のイメージアップを考えて展開していくのか、ひとつこの事業でですね。

あと老人クラブについては、確かに今のお年寄りの方、我々ももう老人クラブに入っている年代です、60越えているからですね。まあ65というような基準は一応はあるけれども、皆市民が多様、それが当たり前でみんなそういう社会になってきたのですよね。いつまでも昔のような老人クラブの活動を推進するのではなくて、その多様な趣味にこたえられるような老人クラブ活動の選択肢、クラブに入ったときですね。私が思うのには、老人クラブというのは皆さんの集まりでなくちゃならない、趣味の会の集まり、趣味はいろいろあると思いますよ、私も今趣味持っていますけれども、グラウンドゴルフやっている、パークゴルフとか、山登りやっている、編み物やっている、手芸やっている、カラオケやっている、いろんな趣味が今の人は多種多様であるのですけれども、それらの方々を総括的にまとめて組織をつくらせる。その頂点に立つのが老人クラブの運営として、その趣味の会のトップの方々を、それで老人クラブの組織をつくる。それで、その趣味の会の会長さんとかいろんなものの活動はいろいろやってもらうとか、そういうふうにやっぱりこの構成メンバーを変えていくとか、そういう発想が必要だと思うのです。ただ単に、活動助成金200何万ですか、出すというような活動ではなくてですね、そういうふうにやっぱり多様化に応じたような組織をつくらせて、そこにならしていくとか、そうすると皆さん下部組織にそういう趣味の会が出てきて、老人クラブの組織も統率とれるような形になっていくし金も大きくなってくる。確かに、まちづくり協議会、それを大いに活用するのも一つの手です。両方の事業ともですね。そういうことを考える余裕はあるかないかということ。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 23年度は確かに事業を中止いたしました。町としましてはちょうど花苗の時期に、瓦れき撤去を優先したこと、それから亡くなられた方の土葬とか改葬とかの事業がありまして、手が回らなかったということが原因で中止させていただきました。24年度は、このまちづくり協議会と一応協同という

形をとりまして、一緒に活動を進められたらいいのではないかというふうには考えております。中には、ある老人クラブにお願いしていたところが、自分の体の方が精いっぱい、もう花の面倒も見られないというふうなことでお断りの団体もあります。あと行政区においては、区長さんはやりたいんだけど何か押しつけられているというみたいな感じで区民の皆さんが嫌がっているということで、返上したいというような。その事業に参加したくないというような申し出もありますので、このまちづくり協議会と一緒に花苗はうちの方で持ちますので、面倒はまちづくりでみんな、老人クラブができないところは子供会とか婦人会とかそういうまちづくりでみんな協力し合って、潤いのあるまちづくりをつくっていただけたらいいなと考えております。ことしは、まちづくり協議会にも声をかけて一緒に進めたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） 老人クラブの関係につきましては、議員さんが言われたようにいろんな趣味の関係で多種多様化しているということもありますので、会員の加入促進も考えた上ではやはりそういうふうな単位クラブの中でも、分科会的に単位のクラブの中の一部会としてそういうのも考えたらどうですかということで、情報提供なり全国の例も参考にしながら指導に努めてまいりたいと思いますし、町の方で事務局を持っています連合会につきましては、一応例えば連合会の中でそういう若い世代が入ってこれるような何か事業をですね、これまでシニアスポーツといいますとペタンクとかグラウンドゴルフなのですけれども、もうちょっと興味を持てるようなもので何かないかということで連合会の方の役員の方々とも相談をしながら検討を進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） こういう予算を24年度でする場合ですね、金も予算措置もあるし、事業区間をどのような事業の内容にするかとか、そういうのを初めに12月か1月かわからないですけども予算を組む場合、財政の中の査定を受ける、ヒアリングを受ける、事業するかはそれなりの事業計画をもって事業費を組んでいる。その事業費の中身はあるけれども、事業する中身というのは全然見えてこないね、今の話では。まちづくり協議会とかイメージアップとか、何をするんだこ

の花いっぱい緑の町をつくる推進というのは。その辺が、皆さんのところでどういうふうに把握しているのか私には今訴えるものがなかったのですね、答弁では。

まだちょっと待ってください、もう一つ老人クラブ。今、答弁では、さっきの答弁には健康づくりとか介護予防、そして世代間交流というような1問目の回答あったけれども。確かにそういうことをするのは大切なことなのですけれども、それはあくまでもこちらの要望なんだよね。健康保険の医療費減らすとか、介護保険料の減らすとか、そういうものの目的はあるかもしれないけれども。やっぱり、お年寄りの生きがい、老人クラブの本当の目的というその生きがい対策。生きがい対策ができないと老人クラブの活動として、だから老人クラブというのはもう年々縮小していくから、老人クラブという名称もいかなものかと思うけれども、やっぱり参加できるような組織に入りたいようなものが活動の中に入っていないと、我々もそうだし60ではまだまだ70でも早い80になったら入るべなんて、そんなような感覚で老人クラブに今いる。そうではなくて、あそこに行ったらおもしろいことがやれるよと。趣味だって何カ所も掛け持ちできるよと。そのような発想の老人組織。今からの高齢化率を考えれば、もう25、30、そういう方々の生きがい対策やっぱり行政として今後本気になってやっていく施策の一つだと思います。そういうものでやっぱり老人福祉にもよく目を向けて、そういう健康とかそういうのもいいんだけど、やっぱり今は多様な時代、そういうものを把握してやっていかないと高齢化率がますます上がっていったらみんなばらばらで、家の中にこもってしまうとかそのような形になっていくので、もうちょっとそういう考えを出させて、もうちょっと皆さんが参加できるような組織、老人福祉の施策を考えていただきたいと思うのですけれども、どうですか。

議長（安細隆之君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 私からも一つ申し上げたいと思います。

まず、思いやりのところで育てる花と緑のまちづくりの推進。この件なのですが、これは実は、私は平成14年から現在の職務についております。したがって、この政策は15年度から始まったわけなのですけれども、その時の経緯なのですけれども、いわゆる町の方でまずこの事業に取り組み約3年でもって町民そ

それぞれの地域の方々の自主的な運営の方向に持っていきたいというのが、この始まった一つの動機だったと思います。実は私もここ2年半事情があって回っていませんけれども、役場に入ってから1年かけて各集落を大体回ります。そうしまして、それぞれの家庭の中までというか歩きながら見るのですけれども、ほぼ95%のお宅は1,000坪の家あるいは50坪の家、100坪の家、それぞれございますけれども95%のお宅の方々は自分の屋敷の中はしっかりと管理しているといえますか、いわゆる花も植えているいろいろな手入れなさっています。ただ、外に向いてのご家庭になると限られてくるわけです。実はこの花いっぱい運動というのは、今までの家だけでなく外に町民の方、ひとつ目を向けてくださいという目的もあろうかと思えます。私自身のことを言いますと、そのところは元は今では過疎化進んでいますけれども、元は町の真ん中ですから15年以上にわたって家の周りにプランターやりました。ただ、先ほど議員さんからおっしゃったように、昨年はいろんな面で余裕ございません。ですから、買った肥料とか土、そのままになっています。ただ、苗はキャンセルしました。ということで、私はずっとやってまいりました。この管理というのは、なかなか大変ですね、水やりね。ことしどうしようかと迷っています。今まで水やりやった女房が亡くなったものですから、ことしはちょっとだけでもやってみようかなと思います。そういうことで、もともとはこの事業というのは各個人、あるいは各地域の方で自主的にやってもらう一つのきっかけをつくろうということでこの事業が始まったというふうに私は記憶しております。

それから、第2点目の老人クラブでございます。我が五日町の場合を例にとります。我が五日町は町内の団体には入っていません。これは皆の総意で入らない。ただし、活動はしています。私も60歳から早々と老人会に入りまして、大変楽しくやっています。去年の場合は震災あったということで、旅行会も取りやめました。そのかわりに、暮れには町内のある施設でもって忘年会ぐらいはしましようにかと、このぐらいだったら許してもらえらるだろうなど、そういったことで和気あいあいと五日町の場合やっています。議員さんおっしゃるように、それぞれの地域で多様性があるこの老人会というのははしかるべきじゃないかなと、こうあるべきだというあれじゃなくて、それぞれの地域でそれぞれの活動あってしか

るべきじゃないかなと私はそのように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

次に、16番 鞠子幸則議員、登壇。

[16番 鞠子幸則君 登壇]

16番（鞠子幸則君） 16番 鞠子幸則です。

私は、一般会計予算の重点事業について総括質疑を行います。

平成24年度一般会計予算について、震災関連事業分、通常事業分のそれぞれの重点事業は何か答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、お答え申し上げます。今回の回答につきましては、当初予算書に沿って回答をさせていただきたいと思っております。

平成24年度一般会計予算総額につきましては、607億1,500万円でございますが、そのうち震災関連分が516億3,274万1,000円となりまして、予算総額の85.0%を占める状況でございます。いずれの事業につきましても、本町の復旧復興を推進する上で非常に重要な事業でございますが、その中でも宮城県に災害廃棄物、瓦れき等の2次処理を委託するなどの災害廃棄物処理費、これにつきましては総額253億5916万5,000円を計上しております。これにつきましても予算総額の41.8%を占める状況となっております。そうしまして、24年度におきましては復旧から復興へ重点を移していくというふうな考えから、東日本大震災復興交付金事業に申請しております各種復興事業が特に重要であると考えているところでございます。復興事業につきましては、今回計上しておりますのは、とりわけ急ぎ対応が必要なものでございます。一般質問でもご質問がございました農林水産業費5事業、土木費6事業、教育費1事業の計12事業、額にしまして総額247億481万3,000円でございます。この中で、農林水産業費の亘理町イチゴ団地造成事業費154億円につきましては、本町の特産物でございますイチゴの生産をぜひとも震災前以上に活性化させたいというふうなことから、吉田地区の含めました3カ所に敷地面積約70ヘクタールのイチゴ団地を造成するものでござい

ます。この事業につきましては、120戸を超える農家が参加する予定でございます。栽培につきましても農家の高齢化が進む状況の中、従来の土耕式から高設式というふうなことで移行を促すなど、より生産性が高く作業環境のよい方式を積極的に取り入れたいと考えておるところでございます。

また、災害公営住宅整備事業及び災害公営住宅駐車場整備事業としまして、合わせまして62億4,247万6,000円を計上しておりますけれども、本町におきましては現在5カ所の仮設住宅に約1,020世帯、3,150人が入居していらっしゃいます。その生活環境との観点から可能な限り早期に防災集団移転及び災害公営住宅の建設を実現させたいと考えているところでございます。今回計上しております荒浜、吉田、亘理地区に400戸分、計8棟の災害公営住宅を整備する経費でございますが、そのうち4棟につきましては宮城県に建築等を委託する予定となっております。

次に、通常事業分でございますけれども、復興復旧を優先するというところでございますけれども、優先しながらも町民の方々が安心して生活を送っていくために必要な経費につきましては確保しているところでございます。そのすべてが重要な事業でございますが、中でも少子高齢化社会が進む状況の中、それぞれが健康な生活を送っていただけるよう各種予防接種事業及びがん検診事業、さらには特定健診の受診率を向上させる各施策を展開する経費として総額1億8,479万7,000円を計上しているところでございます。また、23年度から開始いたしました子宮頸がん、ヒブワクチン、小児肺炎球菌予防接種につきましては、今年度も積極的に事業を推進しまして、本町の将来を担います子供たちの健康維持を図ってきたいと考えております。

また、震災後におきましては従来にも増しまして地域コミュニティの形成が重要な課題となってきております。そこで本町におきましては、他の自治体に先んじまして平成20年4月にまちづくり基本条例を制定いたしました。その後、平成22年度から順次町内5カ所にまちづくり協議会を設置して活動の輪を広げてきたところでございます。今年度につきましても、国の緊急雇用創出事業等を活用しまして、まちづくり協議会支援事業費等といたしまして前年度対比で約3,100万円増の総額4,950万5,000円を計上しておるところでございます。今後さらに地域

に密着した活動を展開しながら、組織としての成熟が図られるものと考えております。

福祉関係でございますけれども、福祉関係につきましても国の施策でございます子供のための手当が前年度対比1億7,877万5,000円の減額となっておりますけれども、国民健康保険を含めまして各種特別会計におけます医療費分等に係りますルール分の繰出、障害者福祉費、さらには保育所運営経費などにつきましては増額となっております。子供のための手当の減額分を差し引きました民生費の通常分におきましては、前年度対比6,877万5,000円増の29億5,748万4,000円を計上しているところでございます。

以上、特に推進すべき重点事業について述べさせていただきましたが、今回計上いたしました経費につきましては、本町が東日本大震災からの復旧復興を成し遂げていく上でも通常分も含めましていずれも重要な事業であると考えておるところでございます。以上で回答いたします。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 町長の施政方針ではこう述べているのですね、役場の組織体制を見直しし、震災関連以外の通常の事業につきましても調整が停滞しないようサービスの安定供給と着実な事業の実施を行った上、可能な限り財源及び人材を復旧復興事業に集中するというふうに述べているのですね。通常の事業については、調整を停滞させないようにサービスの安定供給と着実な事業を実施した上で、可能な限り財源と人材を復旧復興に集中すると。要するに、通常の事業と震災の事業をバランスをとって行うんだと。震災の復旧復興だけに集中するわけではないということなんですね、こう述べているのですね。これを具体的にどういうふうに進める考えですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 企画財政課の立場としてお答えさせていただきますけれども、4月からの組織の見直し等につきましても、今議員さんからお話あったとおり震災関連分を別の課で独立的に推進すると。例えば、保健福祉課の方にも震災関連の事業がございまして、当然ながら今まで配置になっていた職員がそのまま兼務しながら行っておったわけですが、そこから業務を切り離すと。残り

ました職員については当然人数を減らすことなく、今度は今までの通常業務に専念できるというふうな内容でございます。そのようなことから先ほど申し上げましたとおり、福祉関係の経費につきましても国の施策の分は除きまして、通常の方につきましても増額の予算措置となっているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 次に、財源についてですね。町長は施政方針で、特に国の財政支援なしに復興事業を進めていくことは不可能であります、私は国に対し引き続き財政支援措置について強く働きかけ財源を確保する、ということで国の財政支援なくしては復興事業はあり得ない、進められないというふうに、それで国に対して強力的に財政支援を行うんだと。平成24年度の一般会計を見ますと、依存財源であり特定財源である国庫支出金は424億3,540万7,000円、全体の歳入に占める構成比は69.9%、約7割であります。及び地方交付税、依存財源であり一般財源である地方交付税は120億7,961万7,000円、率にしますと19.9%、約2割であります。国庫支出金と地方交付税だけで全体の9割を占めるのですね。ここから見ても、国の財源がなければ復興はできないのは明確なのです。それでお伺いします。国に協力的に働きかけると言いました、具体的にどういうふうな形で国に財政支援をお願いするんですか。これは町長に答弁してもらえますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） きのう、おとといと一般質問の中でも、この復旧復興再生に向けた取り組みについては、やはり国からの財政支援なくしてはこの復旧復興は難しいと申し上げておるわけでございます。そういう中で、ご案内のとおり亙理町の国ベースでございますけれども、今回の復興交付金そのものについても210億ほどの申請額に対しまして110億ほどの交付額ということで53%のみの交付額になっておるわけでございます、第1次という。それについて、先日復興庁からまいりましていろいろと意見交換会をやったわけでございますけれども、第2次といたしまして今月の末ころに、第二次配分という形。さらには、その後のこの交付金の配分はいつになりますかとお尋ねしたところ、6月ころに最終的な判断になる、その後についてはどうなりますかというのは現時点では今月の末と6月の末に3

次配分まではしておりますけれども、申請そのものについてもそのような形になっておるわけでございます。特に大きい財源といたしましては、ご案内のとおり亶理町のイチゴ団地造成事業、さらにはこの道路整備に伴います避難道路等の予算額が交付の配分になっておらないということでございます。これらの内容については、以前から県知事並びに国の各省庁に対しまして要望活動を展開しておるわけでございます。これらについても今後とも県並びに町村会といたしましても、国に対しましても積極的に要望活動を展開しながら、この町で申請した額に対しまして100%交付されるよう要望活動を展開してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

16番（鞠子幸則君） はい。終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時05分といたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4番（小野一雄君） 4番 小野一雄です。

予定よりちょっと遅れたのですが、タイミング狂ってしまいました。

私は、町長の施政方針の中で一つ目は、安全と安心を確保するまちづくり、二つ目が暮らしやすさと亶理らしさがあふれるまちづくり、三つ目がなりわいとにぎわいのまちづくりを3本の柱にこしは各種復興事業に取り組むんだというお話がありました。予算については、既にご案内のとおり一般会計だけでも歳入歳出が607億1,500万円と、通年といいますか6倍ぐらいになっております。この中で特に繰越明許費にもありましたけれども、繰越事業が数多くその事業として見受けられる。私は、こんなに事業が繰り越されたのでは果たして、執行部としてですね、今年度はこの事業が果たして執行できるのかと。そしてまた、町民へのサービスはどうなのか、低下するんじゃないか。というような懸念を持った次第

であります。以上のことから、4点について質問をいたします。

1点目が、平成24年度に繰り越された一般会計、特別会計、水道事業会計含めて総額は幾らになるのか。そしてまた、その繰り越された理由はなぜなのか。

2点目が、平成22年度、23年度、24年度の一般会計、特別会計、水道事業会計総額に占める職員一人当たりの事業費は幾らになるのか。

そして三つ目が、平成24年初における町職員の職員数は何人になるか。これはまだ4月1日現在でありますから、見込みといたしますかそんな感じになるかと思えます。

そして4点目が、町民へのサービス低下についてはどうなんだということを、まずお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） ただいまのご質問ですけれども、1点目と2点目につきましては私の方から、それから3点目と4点目につきましては総務課長の方からそれぞれの回答をさせていただきたいと思えます。

それでは、初めに私の方からの1点目と2点目でございますけれども、議員ご承知のとおり24年度当初予算で計上しております各種会計事業費につきましては、23年度からの繰越事業を含んではおりません。3月補正予算で計上しております繰越事業費につきましては、それとは別に繰越事業会計として管理しているところでございますが。そこで、一般会計及び特別会計におけます繰越事業費の総額からまずお答えいたします。まず一般会計につきましては、3月補正予算において23事業、計26億6,753万4,000円を繰越明許費として計上しております。特別会計につきましては、公共下水道事業特別会計において9事業、計7億6,875万4,000円を同じく繰越明許費として計上しているところでございます。

繰越事業及び繰越額が例年と比較しまして大きくふえた理由でございますが、考えられますのは三つほどあろうかと思えます。まず一つ目が、災害復旧事業等におきまして各省庁の災害査定実施が遅れているというふうなことがまずあろうかと思えます。そのようなことから、23年度中に事業を完了することが難しいために繰り越しを行う。それらにつきましては、一般会計におけます各施設災害復旧事業費、それから公共下水道事業特別会計におけますところの下水道施設災害

復旧事業費、これらがそれに該当するというふうに考えております。二つ目でございますが、通常事業でございますけれども災害復旧事業を優先したというふうなこと、あるいは効果を考えた場合に災害復旧事業とあわせて一緒に行うことが効率的だと、さらには災害復旧工事をした後に一般の工事を行う方が効果的だというふうなことで繰り越したというふうなことがあると思います。これにつきましては、一般会計におけます道路改良事業費、あるいは活力創出基盤整備事業費でございますが、これは地方道路整備事業になりますがこれらが該当するというふうに考えております。三つ目でございますが、これは震災に絡みます特別の事例というふうなことで、国の予算そのものが23年度で計上するというふうなことで、それに合わせて各自治体も23年度で予算措置をしなければならない。これにつきましては、先ほど来申し上げております災害公営住宅整備事業を初めとします各東日本大震災復興交付金事業、こういったものが該当するというふうに考えております。なお、水道事業会計につきましては企業会計でございますので、3月31日をもって事業が終了していないものにつきましては、次年度の事業になる。また、完了事業に対しても収入支出が済んでいないものにつきましては、未収金未払金での計上となることからの予算の繰り越しそのものはございません。

次に、各年度のそれぞれの職員が占める事業費の割合でございますが、これにつきましても会計での人件費の計上している人数での計算ということでご了解いただきたいと思います。それでは各会計ごとにお答え申し上げます。

まず一般会計でございますが、22年度につきましては一人当たり3,661万4,000円、23年度が4,050万8,000円、24年度につきましては2億3,903万5,000円となっております。

特別会計でございますが、まず始めに国民健康保険特別会計ですが22年度7億8,105万8,000円、23年度7億8,753万2,000円、24年度8億366万5,000円となっております。

次に、公共下水道事業特別会計ですが22年度3億4,092万3,000円です。23年度3億2,604万6,000円でございます。24年度3億2,229万9,000円。

介護保険特別会計ですが、22年度3億8,891万6,000円、23年度4億3,951万6,000円、24年度4億4,560万4,000円でございます。

わたり温泉島の海特別会計ですが、22年度9,432万5,000円、23年度1億322万1,000円、24年度につきましては人件費の計上はございませんのでゼロです。

後期高齢者医療特別会計ですが、22年度2億7,676万9,000円、23年度2億7,938万9,000円、24年度2億9,704万8,000円でございます。

工業用地等造成事業特別会計ですが、22年度3億9,066万6,000円です。23年度4億7,375万2,000円、24年度については人件費の計上はございませんのでゼロでございます。

最後に水道事業会計ですが、22年度1億4,300万7,000円、23年度1億4,813万6,000円、24年度1億4,662万9,000円となっております。

ほとんどの会計で事業費の増加及び職員数の減少などから一人当たり事業費も年々増加傾向にあります。特に24年度一般会計においては復旧復興事業費の関係上大きく増加しているところでございます。以上で回答とします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、3点目の平成24年度の当初の町職員の職員数は幾らかということについて、ご回答させていただきます。

平成24年度の当初予算における正職員数につきましては、278人となっております。内訳でございますが、一般会計分が254人、町職員が244人及び職員数としてカウントとなるその他の自治体からの派遣職員につきましては10人を計上させておるところでございます。また、特別会計分につきましては職員数24人計上をしております。計上している特別会計ですが、国保会計、公共下水道会計、介護保険会計、後期高齢者会計、水道事業会計の五つの会計で合計24名でございます。以上でございます。

4番目の町民へのサービス低下についてはどうかということでございますが、現在東日本大震災からの復旧復興に取り組み、一日も早い被災者の生活再建を図ることとそして新たな町の再生と発展を目指しながら町民の皆様が安全で安心して暮らし働くことのできるまちづくりに全職員一丸となって取り組んでおります。小野議員さんもお承知のとおり、今議会には来年度からの復興に係る事業等を早期に進めるため、町職員及び全国各自治体からの派遣職員の方々そして緊急雇用等を活用した臨時職員により被災者を初めとする町民の皆様に対する行政サービ

スの向上を行うための機構改革として、亘理町課設置条例の一部を改正する条例につきまして提案をさせていただいて、3月6日の日に議決をいただいたところでございます。全体においては、各行政委員会を含め19部署から23部署にすることにより、亘理町震災復興計画に基づく主要施策及び各種事業の推進のみならず、ソフト面においても被災者支援のため被災者支援課や町民の皆様が不安となっている放射能に対する放射能対策室など多様化する各種行政サービスに対応するための機構改革を行ったものでございまして、町民の皆様へのサービス向上を確実に進めるものと考えております。以上で回答とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今、企画財政課長の方から数字的な回答があったのですが、特に一般会計についてはもうご案内のとおりその災害絡みの事業が膨大だということで、かなり通年とは比較にならない額になるなど。

そしてまた、国保会計についてはずっと横ばい、ほぼ横ばいのような一人当たりに対するその経費を見ると横ばいの傾向だなというふうにこれでわかりました。それから、当初予定の人員の関係なのですが、例えば先ほど説明あった亘理町の4月1日現在の予定人員は278名というふうにあったのですが、これは条例との関係から見ると大分少ないような感じがするわけでありましてけれども、この辺について再度考え方をお伺いしたいなというふうに思います。

それから、サービスの低下の問題ですけれども、今まで、昨年までずっとこう町の事業の中身を見てみますと、例えばいろんな昨年は災害の関係で工事が一時中断したり、こういった部分があったのですが、その遅れた理由をやはり例えば狐塚橋のあそこの工事が大分延期されました、なかなか当初計画が年度末で終わるのがお盆過ぎまでずっとかかったように見受けられます。その辺の住民に対する案内とか、こういったものが不足しているやに私は見受けられます。

それから、今町民が一番望んでいるのは、サービス低下の面で前々回もいろんな体育施設の利用について申し上げましたけれども、早く健康管理を含めて体育館を使用したいんだと、何とか早く復旧に向けて体育館だけでも解放できるようにしていただきたい。こういった要望が各地に見受けられます。幸いB & G体育館はオープンして本当によかったなという部分があります。やはり残る吉田・荒

浜体育館施設についてもかなり多くの町民が、あるいは団体が早く使いたいというような声もあります。こういった部分を解消するのも一つは町民に対するサービスの還元になるのではないかというふうに私は思います。そういったことで定数の関係、再度ご説明願います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 再質問の条例の定数条例と平成24年度の当初の差でございますが、議員さんもおわかりのとおり定数条例は315人というふうなことで定めております。今回の当初で278名といいますと37名少ない人数での当初予算ということでございますが、この中の278名の中に先ほども一般会計の方で254人ということでお話を申し上げました。その中に、10名の派遣職員を当初含んでいますよというお話をさせていただきました。これについては、宮城県から3名と練馬区、中野区、新宿区から各2名の合計10名、これについてはもう今年の1月前から協議がございまして、おおむね了承していただいているということで10名の計上をさせていただきましたが、今後10名のほかに今確実に決定しているのが9名、トータルで派遣職員は今のところ4月2日の辞令交付に向けて19名、今辞令が出せるということで調整が終了しているところでございます。そういうことから、例えば派遣職員19名であれば当初予算で10名は計上しましたが、残りの9名については今後も確定次第補正等で対応したいということで、当初予算については12月末に予算を固めなくちゃならないということもございましたのでどうしても自治法派遣等についての県外からの派遣人員についてはちょっと想定ができなかったと。来る方によってそれぞれの給料が違うものですから、ちょっと当初には間に合わなかったということでご理解をいただきたいというふうに考えています。そういうことから、定数条例を十分管理させていただきながら最低限の必要な職員を配備して、2問目にも再質問ありますようにサービスの低下、要するに通常事業については90億8,000万ぐらいの従来と変わらない住民の方のサービス向上のために事業を展開していかなくてはならないということもございまして、そういう含みでどうしても不足する場合には臨時職員等も対応させていただきながら雇用創出も図っていきたいというふうに考えております。

あと、住民に対しての案内不足ということでの低下を説明すべきじゃないかと

いうお話ですけれども。齋藤町長を初め、齋藤副町長もそれぞれの町内の行政区からの総会等でご案内いただいた行政区に対しましては、そういうふうな現在の工事等の進捗状況についても協力をいただくようお願いしているところでございます。私も先週、区の総会の方に町長代理で行って来ましたが、やはり住民の方もどうして通常事業どうなっているんだかというご質問もございましたが、こういう事情でございますので、新規事業についてはなかなか厳しいところもありますけれども、継続的な事業についてはしっかりとサービスが低下しないように進めさせていただきたいということをお話申し上げておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 生涯学習課参事。

生涯学習課参事（鈴木邦彦君） 体育館解放につきましては、住民の方々からいろいろご協力をいただいて学校を解放するなり対策を講じてきたわけでございます。平成24年度において、今災害査定を受けている最中でございますので、その経過を踏まえて暫時修理修繕を行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 最後の再質問になりますけれども、働く職員の健康管理。それから労働超過にならないような施策といいますか、こういったものをきちんとやっていただきたいなというふうに思います。いろいろ仕事が多くなってやるべき職員研修もできなかったとか、そういうことにならないようにひとつ注意といいますか、その辺の回答をお願いしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） やはり議員さんおっしゃるとおりでございます。震災後町職員についても不眠不休の応急復旧なり復旧に努めてきたということで、大分ストレスがたまりまして特に精神的な疾患ということで、うつになっている方が人数がふえております。現在も休んでいる方が4、5名いる状況でございます。なかなか復帰させるにも訓練をしなくちゃならないということもございます。そういうことで、やはりメンタル関係の講習をしっかりとやって職員の悩みを十分聞いてあげるといようなことで、3月の25日職員を全員対象にしながらメンタルへ

ルスケアの講習会もやるということ。職員間の産業安全委員会ということで職員の健康管理面で、今現在亶理郡の医師会の先生だけの内科医だったのですけれども、産業医ということで、今はやはり精神的な問題で職場の中でなかなか働くのに休みがちだという職員も若干おりますので、そういうことで産業医に精神科の先生をお願いして、今産業医も2名体制でできるだけ職員の健康管理については十分対応していきたいということで、そういう体制で進めさせていただいております。そういうことから時間外についてもできるだけ軽減できるように、できるだけ県外の自治体の方にも今後も要望させていただきながら、職員増を図りながら職員の負担軽減に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

4 番（小野一雄君） 終わります。

議長（安細隆之君） これをもって小野一雄議員の質疑を終結いたします。

次に、15番 島田金一議員、登壇。

[15番 島田金一君 登壇]

15番（島田金一君） 15番 島田金一です。私は、3問質問いたします。

1番から、亶理町において災害特区申請がなされていないが、町としての対応を伺います。

2番目、震災から1年を迎えます。震災発生時から初動期の1カ月の各部局の会議、打ち合わせ文書のとりまとめの記録を残し、これからの防災計画、職務体制の再構築の一助としてはどうかと思っておりますので、その点よろしくお願ひします。

3問目、災害復旧事業において重要事業の亶理町イチゴ団地造成事業農地で、ソフト事業である経営管理、生産管理、生産物のイチゴ以外の多品目栽培の考えはあるのか伺います。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 島田議員の質問1点目につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

まず、町の今後復興を進めていく上では被災された皆様の住環境の一日も早い再建というのが一つありますが、一方で雇用の確保という面もございます。そう

いった中で、本町では東日本大震災復興特別区域法等に基づき、ものづくり産業 8 業種を対象といたしました復興推進計画宮城県民間投資促進特区というものを、県と共同申請によりまして策定し、2月9日付で国の認定を受けておるところでございます。その特区につきましては、3月1日から各企業の方に参加いただけるかどうかということで受付をもう始まっているということになります。この民間投資促進特区創設によりまして、復興に寄与する事業、新規投資や被災者雇用等を行う場合、復興特区法施行規則に基づく県または市町村の指定を受けることによりまして、新規立地新設企業が5年間無税になるなど、あるいは復興特区における税制上の特例措置、利子補給等の措置が受けることができることになっております。また、現在町では緑地及び環境施設の敷地面積を占める割合、地域の実情を踏まえながら市町村の条例で自由に定めることができるという、工場立地に係る緑地等規制の緩和に対する特例、あるいは災害公営住宅の入居資格要件、今回のこの東日本大震災においては被災された皆様が震災後3年以内であればどなたでも入居要件になるというふうなことはもうお示ししておるわけですが、こういった入居要件の緩和につきまして収入基準なりあるいは同居親族要件というものを撤廃しまして、今回の震災で滅失した住宅に居住していた方々すべてを入居資格を得るための特例、さらには応急仮設建築物の存続期間、これが建築基準法に基づきますと最長2年3カ月ということになっております。そういった応急仮設建築物につきまして、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合については、その存続期間を延長を可能とするような特例等について今検討をさせていただいておるところでございます。なお、この特区につきましては、町単独で申請することもできますが、今回の広範囲にわたっている被災地ということもありまして、共通するような特区については県と共同をするという形では準備をさせていただいているところでございます。以上です。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、私の方から2点目の質問でございます、震災発生時からの初動期の1カ月ぐらいの記録を残して防災計画、職員体制の再構築の役に立てたらどうかということについてのご回答をさせていただきたいと思っております。

島田議員さんの提案でございますが、初動期の記録につきましては、今後の地

域防災計画の見直しの材料として最も重要な資料であると考えております。しかしながら、議員さんもおわかりのとおり震災発生直後は災害対策本部には正式な記録文書を作成する余裕はなく、メモ書きが右から左へ飛び交うというような状況でございました。3月16日からは災害対策本部会議を開催し、その内容を記録されておりますが、各部局からの報告だけでは今後の計画見直しには生かし切れないと思われまます。そういうことから、会議の資料だけでなく震災当日から数日間、職員や消防団員などの方々からどのような活動を行い、どのような問題に取り組んだのか聞き取り調査をし、記録として取りまとめることを今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私の方からは以上の回答とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 3点目の災害復興事業における重要事業の亙理町イチゴ団地造成事業農地で、ソフト事業で経営管理、生産管理、生産物のイチゴ以外の多品目栽培の考えはあるのかを伺う、ということにお答えいたします。

亙理町イチゴ団地造成事業につきましては、東日本大震災によります被災農業者の早期復興を目指しているところでございます。これまでイチゴ生産が行われておった農地及び地下水が使用不能になっておることから、早期復興をなし得るためには新たな団地を造成する必要に迫られました。また、栽培形態もこれまでのパイプハウスによる土耕栽培から農地集約型の鉄骨ハウスの高設栽培へと変更せざるを得ない状況にあります。イチゴの高設栽培につきましては、一部農業者において実践されておりますが、今回団地に参加される農業者におきましては、未経験の農業者が大半を占める状況になっております。このため、町とJAでは宮城県農業園芸総合研究所や宮城県亙理農業改良普及センター等関係機関と連携しながら、生育ステージに対応した講習会や研修会を開催するとともに、統一した生産マニュアル及び経営マニュアルの整備を図り、こまめな巡回指導体制の確立が必要と考えております。また、今回の団地造成におきましては、イチゴ生産農家の復興が主体であります。花卉生産農家及び野菜生産農家におきましても甚大な被害があったことから、鳥屋崎地区内に花卉生産農家及び野菜生産農家の参加も考慮し団地整備を進めておるところでございます。以上が回答とさせてい

ただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 今、一番目の問題では、こちらに復興特区制度のイメージという復興庁からのパンフがありますが、その中で土地利用再編により住まいと雇用の確保を図るまちづくり、が一つ。あと二つ目には、再生可能エネルギー導入促進による地域づくり。3番目は岩沼、名取がやっておりますが、医療関連産業の集積拠点の形成というふうな、大まかにこの3点が大きいプロジェクトになっております。今、復興課長がおっしゃったように亘理町としては最大の土地利用再編により、雇用と町の形を一体的なものにするということが一番大事なのですが、もしこれだけであれば新しい産業の進出、また水産加工の復旧というふうな形が大事なものと思いますが、商店街の再生もあります。2番目の一応吉田地区に計画では載っております、再生可能エネルギー導入促進による地域づくり。この点あたりも一つの特長として考えてもいいんじゃないかと。その中で、メガソーラーとかそういうものでなくて、岩手県が取り組んでおります海上エネルギー。海上での風力発電、あと潮汐、またあと発光発電、そういうものの実験場に岩手が名乗りを上げております。亘理町も仙台湾のを引き合いまして、一社一社がそういうふうの実験場所を提供しますと、なかなかのコストがかかるということで研究機関として1カ所にデータセンター、そういうことを設けて実績をもとに風力発電、あと発光発電ということをつくるという計画もありやに聞きますので、そこら辺のアプローチも必要かと思いますが、その点をお答え願いたいと思います。

あと2番目、今なかなか大変な時期だったとお互いに総務課長も企画課長として私たちと同じ災害対策本部で本当に昼夜頑張っていたと思いますが、やっぱりこういうものを、本当にメモ書きから一応フロッピーディスク、何かの文書に残して、公文書として取り上げて残すべきだと思います。あとまた、資材班いろいろな課が複合となりまして保険班、あとまた避難所を管理するグループと、いろいろな班が編成されております。もし課ごとに作成できなければ、その班ごとのいろいろな活動を最低でも初動期であれば13日から20日ころまで、それで一番大事な時期だったと思いますのでメモ書きでもなんでもいいですから、そういう関

係した人、派遣されたこの職員の人員を皆さんから意見徴収なりして、ある程度文章をまとめて一つの冊子、ファイルにしておくということが重要なと思います。またこれらと外れますが、行政組合であります消防署等も一応その中に入れておいた方がいいと思いますが、その点の回答をお願いします。

あと3番目でございますが、今ソフト事業で経営管理、いろいろな団体、農協とかあとは農業の指導の委員の方で今からやる計画だということをお聞きします。一つの例ですが、これは形としては違うと思うのですが水産業、3業者5業者でブロックで漁船を運営をしているグループがございます。それに対しては水産庁直接に農協、あと漁連とかそういう団体で経験した人を経営指導員として登録して企業を巡回する、そしてもちろん5年間で一応その事業が自分の事業に変わります。そうすることによって自己運営というふうに厳しい時代がやってくると思います。その時代をなるたけスムーズに移行できるような指導が大切だと思いますので、その点の考えをお願いします。

あともう一つ、ここで簡単に言いましたが生産管理、あと生産物の生産量、ここに副町長おりますがその点のプロだと思います。亶理町イチゴの生産量のどのくらいあるかと、あとどこらへんに出荷しているかと。私も前に水産業でそういうふうな調査をしましたが、全国生産の10%以下の生産物になるとその県は消えていきます。そういうことも加味して、やっぱり10%以上の生産量を確保するような形態、あと蔬菜物、あといろいろなものを今外食産業で一部データを課長にお渡ししましたが、野菜工場そこまで含めて新しい計画で見る必要もあるのではないかと思いますので、その点もよろしくをお願いします。以上です。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） まずは今回の復興特区における復興計画の中に位置づけております新産業ゾーンというふうな形で、メガソーラー等の企業誘致を進めるといった話をさせていただいているところです。そういった中で、そういった企業進出について復興特区を活用するということは当然考えられるわけですが、また議員ご指摘の例えば海洋エネルギーといったようなさまざまなその再生可能エネルギーというものを、今後のその復興の中に取り入れていくということは検討すべき事項だとは思っておりますが、岩手県の方でやられている海洋エネルギー

についても地域のいわゆる被災市町だけではなくて、これは何か県の方がかなりリーダーシップをとりながらそういった仕組みをつくっていったという話を伺っております。したがって、そういった広範な形での取り組みにつきましては、今現在県あるいは関係機関等といろいろ調整をさせていただいております。この復興特区につきましては、そういったある程度のその条件が整えば随時申請をし認可をいただけるということになりますので、そういった部分今後の町の復興に向けて必要な時点で適切に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 2点目でございますが、今島田議員さんからお話のとおり、やはり13日から20日まででなく震災発生から20日ぐらいまで、おっしゃるようにそれぞれ災害対策本部が設置されてからそれぞれの部署においていろいろな防災計画にない活動とかあったと思いますので、そういうのをしっかりとまとめさせていただきたいと。そういう中には消防署にもお話しして、消防署の方の活動記録もつくっていただいて、可能であればそういうのもまとめさせていただきたいということで、やらせていただきと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 経営管理のことについて、まずお話ししたいと思います。経営管理につきましては、今回作型が土耕栽培から高設ベンチに変わるということで、亘理町においては高設ベンチでやっている方は2、3人ぐらいだと私の頭の中には入っています。そういうことで、今回初めての方が多いということであるという先進地の事例、または先ほど言ったように名取にあります県の指導機関、あとは普及センターの方々の力を借りて、まずこの経営管理についてはしっかりとした形に持っていきたいと。あと生産につきましては、イチゴファームということで同じ団地の中に2ヘクタールほど今回構築するのでございますが、その中で今までイチゴをつくっていた方を雇い入れて、その中でいろいろと実験事業をやっていききたい。その実験事業の内容につきましては、イチゴの糖度をすぐにデータ化できるような、デジタル化できるような仕組み。また、いつ出荷できるかというような目で判断するのではなくて、イチゴの中身で判断するような仕組み

みまでそういう機能を入れてやっていきたいと。また、今回のこのイチゴファームの中では、新規就農者も一応雇い入れるような形になるかと思うのですけれども、その方の人たちにもイチゴで生計立てるには今までの通例で言いますと5年かかったというような話がありますが、一応カメラとか据えつけながら今までの雇い入れたイチゴ農家の人たちがどこに着目点を置くか、そういうものをそのデータを集積して早めにイチゴの一人前として生産できるような体制をつくりたいということを考えております。また、生産物でございますが今まで亶理町につきましては約59ヘクタールほどあって、生産につきましては2,400トンぐらいあったのかなと思います。お金にしまして約22億円ぐらいあった。その中で、ほとんどが約50%以上が北海道というような形でやっておりました。地元にはイチゴありますが、仙台のイチゴでございますが仙台の方のシェアが少ないということでございますので、今後は確かに北海道を主にして、地元仙台とかそういうふうな形で生産の範囲を広めていきたいなと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 3番のだけですな、一応一企業、個人企業になると思うのですが、経営形態やっぱり1軒の労働人口形態がまちまちだと思います。その中で今から5年後で土地の取得、あと逆に自分で自主運営というふうになると思いますので、その点あたりの規制とはいいませんが、将来の後継者がいるのかどうか。あと将来自分の年齢を考えて、その労働ができるか。あと逆に雇い入れして、会社みたいにして経営するのかとか、というふうなデータとか、あと聞き取り調査、そういうことはやりながら事業を進めるとお考えですか。その点をお願いします。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今回のイチゴ団地につきましては、いろいろと今回国の補助をもらえれば、いずれ自分のハウスになるというような考え方で、そういう応募とかあったのでございますが。いろいろと国の方の規制がありまして、最初の要望とはずんずん絞り込んできております。というのは、先ほど議員さんが言ったように、あくまでも私たちの年代でイチゴやりたいと、ならばせいぜい10年だと、なった場合その人がやめればハウスが空きになりますよね、ですから最低

でも5年以上やってくださいとか、あと今までやっていたイチゴの面積以上のことをやってはちょっとおかしいですね。そういうことで、規制はしてあります。あと、今回はやっぱり若手の新規就農者というか自分の2世代、自分の息子ですね、の形の方も今回は取り入れるような形で考えております。そういうことで、私の方では最初40ヘクタールほどの形では考えていましたが、現在76ヘクタールと、応募人数も123名とそういう形になっております。いろいろと今後補助事業の内容が、亘理町のこのイチゴ団地について160億ぐらいの形で今申請していますが、いずれ国の方からある程度の基準が示されるはずですが、もう少しその基準が狭まってくるのかなと思います。そういうことにつきましては、今後農協と相談しながらその縮小の分について農家の方々に意見をいただきながらやっていきたいと考えております。以上でございます。

15番（島田金一君） 終わります。

議長（安細隆之君） これをもって島田金一議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第26号から議案第35号までの10件については、本町議会の先例により、議長を除く17名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第35号までの10件については、議長を除く17人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

次に、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任についてお諮りいたします。予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、さきの議会運営委員会並びに全員協議会で協議し了承された委員を選任したいと思います。

委員長に佐藤アヤ委員、副委員長に四宮規彦委員を選任することについて、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員長に佐

藤アヤ委員、副委員長に四宮規彦委員を選任することに決定いたしました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第26号から議案第35号までの10件については、会議規則第43条の規定により、3月15日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第35号までの10件については、3月15日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

次週3月12日からは予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたしますが、なお3月11日に追悼式典が開催されるわけでございますが、議員の皆様には服装を礼服に統一したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時58分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 四宮規彦

署名議員 高野 進